



鳥取県公報

平成 20 年 10 月 3 日 (金)
第 8 0 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の委託 (660) (文化政策課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (661) (障害福祉課) 2
	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関 (662) (住宅政策課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (663) (森林保全課) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (664) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (665) (〃) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (666) (中部総合事務所福祉保健局) 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (667) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	土地改良区の役員の退任 (2 件) (668・669) (西部総合事務所農林局) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (集中業務課) 7
	一般競争入札の実施 (情報政策課) 8
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 10

告 示

鳥取県告示第660号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第52回鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
財団法人米子市教育文化事業団
- 2 委託期間
平成20年10月4日から同月13日まで

鳥取県告示第661号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社ラポール・ケア米子 代表取締役 藤山 勝巳	米子市旗ヶ崎一丁目5-6	いきいき訪問看護ステーション	米子市彦名町8-1	育成医療 更生医療	平成20年10月1日
社団法人鳥取県看護協会 会長 塩澤 洋子	鳥取市江津318-1	鳥取県看護協会訪問看護ステーション	鳥取市江津318-1	〃	〃

鳥取県告示第662号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社
神奈川県横浜市山下町1

2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区神田駿河台二丁目8 瀬川ビル7階

3 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成20年10月3日

鳥取県告示第663号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市榎原字キワ谷1011の2、1013の3、字下小谷1018の2、字畑ノ谷1022の1、1027の1、1028、字大谷口西添1033、1035、1036、字キリサキ口東添1061、字牧谷口1067、1067の1、字大谷口東添1090、字上ノ山1099の4、字奥谷奥1212、字鱒谷奥1236の1（次の図に示す部分に限る。）、1236の3、1237の1（次の図に示す部分に限る。）、1248の1、河内字道免1312、1314、字小山葵1323の1、1323の2、字大山葵1324

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市榎原字牧谷口1068の2、1069の2、字牧谷奥蔭平1079の2、1082の2、字鱒谷奥1263の1から1263の3まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字大山葵1325から1328まで、1329の1、1329の6から1329の13まで、1329の16、1329の18から1329の22まで、1329の25、1330、1331、1331の1、1333・1334（以上2筆について次の図に示す部分に限

る。) 、字大山葵シャリ谷奥1332、字間賀谷1458の28、1458の30から1458の33まで、1458の36、1458の37

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
野津 史博	鳥取市卯垣四丁目107-5	ノゾ医院	鳥取市国府町宮下278	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成20年9月30日
〃	〃	野津医院	鳥取市卯垣四丁目101	〃	〃

鳥取県告示第665号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
------------	------------	------------------------	-------------------------	-------------	-------

野津 史博	鳥取市卯垣四丁目107-5	野津医院	鳥取市卯垣四丁目101	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成20年9月30日
-------	---------------	------	-------------	---------------------------------------	------------

鳥取県告示第666号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月3日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人清和会	倉吉市上井300	ホームヘルパーステーション せいわ	倉吉市上井300	居宅介護、重度訪問介護	平成20年10月1日
鳥取部品株式会社	東伯郡琴浦町大字赤碕276-3	鳥取部品株式会社	東伯郡琴浦町大字赤碕276-3	〃	〃
有限会社ホームケア アイム	倉吉市明治町1037-4	有限会社ホーム ケア アイム	倉吉市明治町1037-4	〃	〃
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203-7	〃	〃
社会福祉法人希望の家	倉吉市みどり町3576-1	希望の家	倉吉市みどり町3576-1	短期入所	〃
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	サンジュエリー	倉吉市福守町452	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人 みのり福祉会 みのりサングリーン	倉吉市和田東町向山914-58	〃	〃
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町3564-1	〃	〃
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	あずさパン工房	倉吉市山根43	就労移行支援、就労継続支援	〃

鳥取県告示第667号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指

定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月3日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害 福祉サービス事 業を行う事業所 の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
社会福祉法人も みの木福祉会	米子市富益町 4660	もみの木作業所	米子市富益町 4722	就労移行支援、 就労継続支援	平成20年10月1 日
特定非営利活動 法人きらめき	西伯郡大山町 平田376	ストーク作業所	西伯郡大山町平 田376	就労継続支援	〃
青空交通有限会 社	米子市富益町 171-2	青空交通ケアセン ター指定訪問介護 事業所	米子市富益町171 -2	居宅介護、重度 訪問介護	〃
有限会社ゆめ	米子市角盤町 一丁目14	訪問介護ゆめ	米子市角盤町一 丁目14	〃	〃
有限会社新生ケ ア・サービス	米子市吉岡65 -4	有限会社新生ケ ア・サービス	米子市吉岡65- 4	〃	〃
有限会社ケアサ ービス米子	米子市角盤町 三丁目141	ケアサービス米子 訪問介護事業所	米子市角盤町三 丁目141	〃	〃
社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部鳥取県済生会	境港市米川町 44	鳥取県済生会ホー ムヘルプステーシ ョン白鷗	境港市蓮池町78 -1	〃	〃
社会福祉法人こ うほうえん	境港市誠道町 2083	訪問介護事業所よ なご幸朋苑	米子市上後藤三 丁目3-3	〃	〃
〃	〃	訪問介護事業所な んぶ幸朋苑	米子市石井1238	〃	〃
〃	〃	訪問介護事業所さ かい幸朋苑	境港市誠道町 2083	〃	〃
有限会社中央福 祉交通	米子市灘町一 丁目120	有限会社中央福祉 交通介護事業部	米子市灘町一丁 目120	〃	〃
社会福祉法人境 港市社会福祉協 議会	境港市竹内町 40	境港市社会福祉協 議会居宅介護事業 所	境港市竹内町40	〃	〃
社会福祉法人大 山町社会福祉協 議会	西伯郡大山町 赤坂764	大山町社会福祉協 議会指定居宅介護 事業所大山支所	西伯郡大山町末 長503	〃	〃
〃	〃	大山町社会福祉協 議会指定居宅介護 ほほえみ	西伯郡大山町赤 坂764	〃	〃
医療法人養和会	米子市上後藤 三丁目5-1	ショートステイ翼	米子市上後藤三 丁目5-1	短期入所	〃
社会福祉法人鳥	鳥取市伏野	西部やまと園	西伯郡南部町阿	〃	〃

取県厚生事業団	2259-43		賀 15		
社会福祉法人こ うほうえん	境港市誠道町 2083	小規模生活単位型 指定短期入所生活 介護なんぶ幸朋苑	米子市石井 1238	〃	〃
鳥取県	鳥取市東町一 丁目 220	鳥取県立総合療育 センター	米子市上福原七 丁目 13-3	〃	〃

鳥取県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年10月3日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事 赤 井 昭 一 西伯郡南部町朝金1553

平成20年4月3日退任

鳥取県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年10月3日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 喬 西伯郡大山町豊房2518

平成20年7月1日退任

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達物品の名称及び数量 化学消防車 1台
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成20年9月8日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社モリタ大阪支店
大阪府大阪市生野区小路東5-5-20

- 5 落札金額 157,290,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日 平成20年7月29日
7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

借入物品 ノート型コンピュータ 76台

借入物品 携帯型コンピュータ 24台

購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成21年2月1日から平成25年1月31日まで

(4) 納入期限

平成21年1月30日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札により行うので、入札金額は、(1)に掲げる借入物品等に係る1月当たりの単価の合計額を電子調達システムの電子入札書に入力すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年10月14日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものである

こと。

- (4) 平成20年10月3日(金)から同年11月12日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成20年10月3日(金)から同月15日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成20年10月3日(金)から同月15日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成20年11月5日(水)午前11時から同月12日(水)正午まで

イ 開札日時

平成20年11月12日(水)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札者に要求される事項

- (1) 電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品等が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、電子調達システムにより平成20年10月27日(月)午後5時までに提出しなければならない。

- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を、県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全

部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断された入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、各入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月3日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

借入物品 ノート型コンピュータ 74台

購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成21年2月1日から平成25年1月31日まで

(4) 納入期限

平成21年1月30日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる借入物品等に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年10月14日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成20年10月3日(金)から同年11月12日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院医療情報管理室

電話 0857-26-2271(代表)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成20年10月3日(金)から同月15日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/chuoubyouin>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成20年10月3日(金)から同月15日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年11月12日（水）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）
鳥取県立中央病院第6会議室（本館2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品等が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年10月27日（月）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を、県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69号に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断された入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。